

東京社会保険協会

社会保険新報

11

NOVEMBER

平成 26 年 / No.769

目次

■ 協会けんぽ東京支部からのお知らせ

- ・ 健康保険証は正しく使用しましょう / 2
- ・ 申請書・届出書の新様式への切り替えをお願いします / 3
- ・ 事業者健診結果データの提供をお願いします / 3

■ 日本年金機構からのお知らせ

- ・ 「被扶養配偶者非該当届」について / 4
- ・ 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください / 4
- ・ 「賞与支払届」を忘れずに提出してください / 5
- ・ 国民年金ひとことメモ / 5

■ フィオーレ健診クリニックからのお知らせ

- ・ フィオーレ健診クリニックのフロア案内 / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・ 会員向け健診コースのご案内 (会員ドック) / 7
 - ・ 40歳代からの年金ライフプランセミナー開催のお知らせ / 8・9

■ すいそ

- ・ 東西南北 / 9

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

健康保険証は正しく使用しましょう

協会けんぽの健康保険証は、加入者が資格を取得したときに発行される、1人1枚のカードです。健康保険証は、病気やけがのときに病院等の窓口で提示して、治療を受けるために必要なものです。正しく大切に使用しましょう。

健康保険証の使い方 ～保険診療について～

病院等の保険医療機関では、窓口で提示される健康保険証によって、保険診療を受ける資格の有無を確認します。健康保険証は、この資格があることの証明書ですので、日頃から大切に取り扱いましょう。

健康保険証は

- 診療のつど、必ず保険医療機関の窓口で提示しましょう。**70歳から74歳の方は、高齢受給者証**も併せて提示してください。
- 退職などによって資格を喪失した場合は、資格喪失日(退職日等の翌日)から、健康保険証は使用できません。その場合の手続きは、下段 **退職などで健康保険の資格を喪失したときは?** をご覧ください。

健康保険で受けられない診療

健康保険証を提示すれば、すべての診療が健康保険で受けられるわけではありません。次のような場合は、健康保険の給付の対象にはなりません。ご注意ください。

- **業務上や通勤途上の病気やけが**
労災保険の対象となります。事業所所在地を管轄する労働基準監督署にお問い合わせください。
- **予防注射、健康診断・人間ドック**
- **正常な妊娠・出産**
- **差額ベッド代、美容整形手術など**

健康保険の給付が制限される事例

健康保険の目的からはずれる次のような場合は、健康保険の給付の全部または一部が制限されます。

- **犯罪行為または故意に事故(病気・けが、死亡など)を起こしたとき**
- **けんか、泥酔、著しい不行跡により事故を起こしたとき**
- **正当な理由がなく、医師などの療養の指導に従わなかったとき**
- **詐欺、その他不正な行為で、保険給付を受けたりまたは受けようとしたとき**

健康保険証をなくしたときは?

健康保険証や高齢受給者証をなくしたり、破損・汚損したときは、**再交付の申請が必要**です。**健康保険被保険者証再交付申請書**や**高齢受給者証再交付申請書**を提出し、新しく交付を受けます。提出の際、古い健康保険証・高齢受給者証があれば、それを添付してください。なお、外出時になくしたときや盗難の場合は、警察署へも届け出てください。

退職などで健康保険の資格を喪失したときは?

退職などで資格を喪失したときは、**加入者ご本人(被保険者)、加入者ご家族(被扶養者)すべての健康保険証・高齢受給者証**をお勤め先に返却してください。資格喪失日以降、従来の健康保険証・高齢受給者証は使用できなくなります。新しい健康保険の加入手続きをすみやかに行ってください。



よくある間違い例

会社を退職しましたが、次の健康保険に加入するまでは、従来の健康保険証を使っていいですか?

⇒使えません。 お勤めされていた事業所を通じて、**必ず健康保険証をご返却**ください。

被保険者の資格喪失日

- ①適用事業所に使用されなくなった日の翌日(退職日等の翌日)
- ②75歳の誕生日または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- ③死亡した日の翌日

被扶養者の資格喪失日

- ①被保険者が資格喪失した場合はその同日
- ②就職・婚姻等により扶養からはずれた日
- ③75歳の誕生日または後期高齢者医療制度の被保険者となった日
- ④死亡した日の翌日

資格喪失日以降、従来の健康保険証を提示して保険医療機関にかかった場合、協会けんぽが**負担した医療費(総医療費の7割～9割)**を返納していただくことになります。返納していただいた医療費は、受診日現在加入していた保険者(健康保険証の発行元)から給付を受けられる場合があります。詳しくは、受診時に加入していた保険者へご確認ください。

申請書・届出書の様式が新しくなりました。必ず新様式への切り替えをお願いします。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部レセプトグループ (TEL 03-6853-6111) まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**

申請書・届出書の新様式への切り替えをお願いします

申請書・届出書の様式が新しくなりました。旧様式でのご提出は、業務に支障が生じますので、必ず新しい様式をご利用ください。

【新様式の入手方法】

● **インターネット** 下記のURLからダウンロードできます。

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g5/cat550/sb5020/info260925>

なお、申請書を印刷する際は、「申請書の印刷についてお願い」

(https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/honbu/g2/PrintInfo_260701.pdf) を必ずご確認ください。

● **電話** 03-6853-6111 (代表) → 音声ガイダンスで「1」を選択

協会けんぽホームページから新様式の申請書・届出書がダウンロードできます。

目印はこちら



協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていない

協会けんぽ加入の事業主の皆様へ

事業者健診結果データ(40歳から74歳の方)の提供をお願いします

協会けんぽでは、加入者ご本人(被保険者)を対象に生活習慣病予防健診を実施しており、その結果に応じて協会けんぽの保健師などによる無料の特定保健指導も行っています。

協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用されていなくても、労働安全衛生法に基づく**事業者健診(定期健康診断)結果データを協会けんぽへご提出いただくことで、無料の特定保健指導をご利用いただけます。**特定保健指導は、従業員の皆様の健康維持や会社の活性化にもつながります。事業者健診結果データの提供に、ご理解とご協力をお願いします。

事業者健診って何? 必要なデータは?

労働安全衛生法に基づいて、会社が従業員を対象に行う定期健康診断のことです。

このうち、協会けんぽに加入している40歳から74歳の被保険者本人で、**事業者健診を受診された方のデータ**をご提供ください。

健診結果の提供は個人情報保護法上問題はないの?

事業者健診結果データの協会けんぽへの提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第27条で義務づけられており、事業主の皆様が責任を問われることはありません。

データの提供方法は?

事業者健診結果データの提供が可能な事業所から下記にご連絡いただくと、所定の用紙「健診結果データのご案内文書および同意書」をお送りします。必要事項を記入のうえ、ご返送ください。事業者健診結果データは、受診された健診機関から協会けんぽ東京支部へ**電子媒体で提供**されます。

なお、受診された健診機関が事業者健診結果データを電子媒体で提供することが困難な場合は、事業所より健診結果表の提供をお願いしています。

また、電子媒体作成のためのツールを、協会けんぽホームページ上で提供しています。

お申し込み

〒164-8540 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階
全国健康保険協会東京支部 保健グループ

お問い合わせ

■ **健診専用ダイヤル: 03-6853-6555** (おかけ間違いにご注意ください。)

■ **受付時間: 午前9時~午後5時(土・日曜、祝日を除く。)**

◎詳しくは、協会けんぽ東京支部ホームページをご覧ください。

ホーム ▶ 都道府県支部のページ ▶ 東京都 ▶ 40歳から74歳の事業者健診結果データの提供をお願いします

協会けんぽ

検索

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、各保険者(健康保険組合等)にお問い合わせください。

▶ このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部 (TEL 03-6853-6111) まで



日本年金機構からのお知らせ

Japan Pension Service

健康保険組合および国民健康保険組合に加入している事業主の皆様へ 「被扶養配偶者非該当届」について 平成26年12月1日施行

平成26年12月から、国民年金第3号被保険者の新たな届出が必要となります。

国民年金法の一部が改正されました（平成26年12月施行）

国民年金第3号被保険者の記録不整合*に対応するための法律（平成25年6月公布）が、平成26年12月から施行されます。

*記録不整合とは……会社員や公務員（第2号被保険者）の被扶養配偶者である専業主婦等（第3号被保険者）が、夫の退職等により、**実態は第1号被保険者**となったにもかかわらず、必要な届出を行わなかったために、**年金記録上は第3号被保険者のまま**となって不整合が生じている場合のことです。

新たな届出が必要です

これにより、平成26年12月から、被扶養配偶者（第3号被保険者）が以下の①または②に該当した場合、事業主等を経由して、「被扶養配偶者非該当届」を届け出てくださいになりました。

*全国健康保険協会（協会けんぽ）に加入している場合は、届出は不要です。

- ① 第3号被保険者の収入が**基準額***以上に増加し、扶養からはずれた場合 ※現在、年間130万円
- ② 配偶者（第2号被保険者）と**離婚**した場合

（注1）妻が会社員、夫が被扶養配偶者の場合も同様です。

（注2）配偶者である第2号被保険者（夫）の退職等により、第1号被保険者（妻）となる場合は、その事実を日本年金機構で確認できるため、届出は必要ありません。

新たな届出の対象となる事例（上記①の場合）

【本来の姿】

夫	会社員（第2号被保険者）	
	（種別変更の届出）←届出義務がある	
妻	会社員の被扶養配偶者（第3号被保険者）	パートで働き、基準額以上の収入（第1号被保険者）

【問題の事例】

妻	会社員の被扶養配偶者（第3号被保険者）	（届出なし）
		不整合期間

【届出方法と手続きの流れ】

1 第3号被保険者であった方

配偶者が勤務する事業所に「被扶養配偶者非該当届」を提出してください。

*現在の「被扶養者異動届」の3枚目「国民年金第3号被保険者関係届」と統合する予定です。

2 事業主

該当者の**基礎年金番号**や**届出内容の確認**を行い、日本年金機構に提出してください。

3 日本年金機構

「被扶養配偶者非該当届」の届出情報に基づき、**第1号被保険者となるための手続きの勧奨**を行います。

*第3号被保険者であった方は、「被扶養配偶者非該当届」とは別に、第3号から第1号に変更する手続きが必要です。

勧奨しても手続きがない場合は、日本年金機構が、届出によらない第1号被保険者への種別変更の処理を行い、**不整合記録となることを防止**します。

事業主の皆様へのお願い

今回の法律改正により、被扶養配偶者でなくなった（第3号被保険者に該当しなくなった）場合は、届出が必要となることを**従業員の皆様**に周知願います。

社会保険料の納付には口座振替をご利用ください

★毎月、金融機関に出向く必要がありません。

★口座振替手数料の負担は不要です。

★全国の金融機関（銀行、信用金庫、労働金庫、農協など）を利用できます。

※一部お取扱いのできない金融機関があります。（ゆうちょ銀行、インターネット専業銀行など）

★毎月末日に、前月分の保険料をご指定の口座から引き落としします。

※振替当日の残高が不足していたなどの事情で引き落としができなかった場合は、後日送付する納付書を使い、金融機関等の窓口で納付していただくこととなります。

口座振替を希望される場合や不明な点などございましたら、**管轄の年金事務所へお問い合わせください。**

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所 (<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>) まで



「賞与支払届」を忘れずに提出してください

被保険者に賞与を支払った場合は、**支払日から5日以内**に「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を提出してください。この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の計算の基礎となる**標準賞与額を決定**します。

- 届出用紙は、事前登録している**賞与支払予定月の前月に送付**しています。「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」の送付を希望される場合は、「**健康保険・厚生年金保険事業所関係変更（訂正）届（処理票）**」を年金事務所へ提出してください。
- 事前登録している賞与支払予定月に支払いがないときは、「**賞与支払届総括表**」のみ提出が必要となります。ご注意ください。（「④ 支給・不支給」欄の「不支給1」に○を付けて提出してください。）
- 電子申請や電子媒体（CD、DVD）**により提出することもできます。電子申請は、事業所からインターネットを通じて簡単に申請できます。ぜひご利用ください。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

年金 賞与支払届

検索

国民年金ひとことメモ

年金確保支援法による

国民年金保険料後納制度の再勧奨の実施

日本年金機構では、年金確保支援法による国民年金保険料後納制度について、平成27年9月30日までの
時限措置であることから、**後納制度の利用促進を目的とした再勧奨を実施**しています。

国民年金保険料後納制度は、**無年金および低年金の防止**を目的としており、今回実施している再勧奨は、
特に無年金の防止を図るため、**受給資格期間（300月）に満たない方などを対象に、平成26年10月から11月**
の間にお知らせを送付しています。

■国民年金保険料後納制度とは

過去10年以内に国民年金保険料の未納がある方が、申し込みにより、国民年金保険料を納付できる制度
です。（平成24年10月から平成27年9月末までの3年間に限ります。）

■今回の再勧奨の対象者

以下のいずれにも該当する方にお知らせを送付しています。

- ・45歳以上の方
- ・納付および免除の合計月数が300月に満たない方

納付および免除の合計月数については、厚生年金保険、船員保険および共済年金を含む月数で算出します。

- ・過去に後納保険料の申し込みを行っていない方

■後納保険料の額

当時の保険料額＋加算額です。

国民年金保険料後納制度に関するお問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル TEL 0570-011-050（ナビダイヤル）

*050で始まる電話でおかけになる場合は、03-6731-2015

- ・お問い合わせの際は、**基礎年金番号がわかるものをお手元にご用意**ください。

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分

*ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで。

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※土曜日（第2土曜日を除く）、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室完備 からのお知らせ

フィオーレ健診クリニックのフロア案内

ようこそ！フィオーレ
健診クリニックへ

各フロアを
ご案内します。

フィオーレ健診クリニックでは、皆さまに安心してお選びいただけるように、施設見学を随時お受けしています。事業所や健康保険組合のご担当者に、ぜひこの機会に、ご覧いただければ幸いです。

施設見学は事前予約制で、平日16時～18時の時間帯に、所要時間30分～60分程度でご案内します。施設見学の予約および資料請求は、企画営業課へお願いします。

企画営業課 TEL 03-5292-6515

(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00

B1F 女性専用フロア

柔らかいフォルムや本物の質感が感じられる空間をご用意しました。おちつきと思いやりをテーマに、女性の目線で作られたフロアです。



更衣室には、健診着とくつ下をご用意しています。



健診着はリニューアルを機に一新し、くつ下はご利用後お持ち帰りいただけます。また、アメニティを揃えたパウダーコーナーも設置しています。



女性専用ラウンジの植物は、すべて本物です。健診後は、ほっとひといき、おくつろぎください。お飲みものやアイスクリーム、お菓子をご用意しています。

2-3F 健診フロア (男性)



くつろぎとやすらぎをテーマにしたフロアで、2Fは生活習慣病(予防)健診を、3Fは人間ドックをメインにご案内しています。



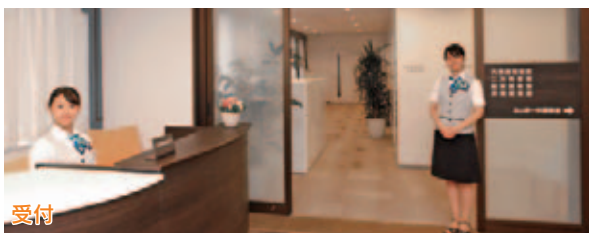
1F 受診者専用ラウンジ

男女共用のラウンジとなっています。ご夫婦、お友達、会社の方などの待ち合わせにもご利用いただけます。



4F 内視鏡検査室・二次検査室・結果説明室・保健指導室・ふいおーれ保育室

人間ドックを受診された方には、当日結果説明を行っています。健診終了後、医師が検査結果と検査画像をお見せしながら説明します(10分程度)。



受診している間は、保育士がお子さまをお預かりします。お子さま連れでも安心して健診を受けていただけるように、保育室を完備しています。



B2F 肺がんCT検査室

肺がんCT+内臓脂肪検査も実施しています。



フィオーレ健診クリニック 大江戸線「東新宿」駅 A2 副都心線 出口 徒歩 1 分

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211

お問い合わせ TEL 03-5287-6217

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。

電話受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00
時間 土曜日健診実施日 9:00～12:00



東京社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人 東京社会保険協会会員の皆様へ
会員向け健診コースのご案内 **会員ドック**

平成26年度に協会費を納入いただいた**会員事業所**の被保険者と被扶養配偶者の皆様を対象に、会員向け健診コース（会員ドック）についてご案内します。この機会に、ぜひ受診ください。

健診機関・実施期間

会員向け健診コース（会員ドック）については、11月中旬に**会員事業所向け**にお送りする『協会だより』をご覧ください。

フィオーレ健診クリニック

平成26年12月1日（月）～平成27年4月30日（木）
新宿区新宿7-26-9 フィオーレ東京
最寄駅：都営大江戸線・東京メトロ副都心線 東新宿駅

契約健診機関

鷺谷健診センター

平成26年12月1日（月）～平成27年3月31日（火）
台東区根岸2-19-19
最寄駅：JR 日暮里駅・鷺谷駅

葛飾健診センター

平成26年12月1日（月）～平成27年3月31日（火）
葛飾区立石2-36-9
最寄駅：京成線 京成立石駅

健診プラザ日本橋

平成26年12月1日（月）～平成27年3月31日（火）
中央区日本橋本町4-15-9 曾田ビル
最寄駅：東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅

八王子健康管理センター

平成26年12月1日（月）～平成27年3月25日（水）
八王子市明神町4-30-2
最寄駅：JR 八王子駅・京王線 京王八王子駅

健診コース・健診料金

会員向け健診コース（会員ドック）

通常料金 37,800円（税込）→ **会員料金 30,240円（税込）**

注意

- ・事業所が所属する保険者によっては、上記の料金とは異なった料金で受けられることがあります。
- ・他コースの健診を受けた後で、会員ドックへの取り扱い変更はできません。あらかじめご了承ください。
- ・ご希望の健診機関へのアクセスは、各健診機関からご案内します。

会員事業・特典案内のお問い合わせ

会員向け健診コース（会員ドック）は、一般財団法人 東京社会保険協会の会員特典のひとつです。その他の会員事業および特典案内については、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html> または**事業課（TEL 03-5292-3596）**までお問い合わせください。

◎当会への入会のお申し込みは、<http://www.tosyakyo.or.jp/shibu/index.html#acn01> から申込書をダウンロードして印刷し、必要事項を記入して、**事業課にFAX（03-3209-1759）**でお申し込みください。

会員事業所限定セミナー

40歳代からの年金ライフプランセミナー 開催のお知らせ

会員事業所の被保険者およびその配偶者を対象に、40歳代からの年金ライフプランに関するセミナーの受講者を募集します。

開催日時等	参加費用	対象者	概要	カリキュラム(予定)
平成27年1月24日(土) 時間：10時30分～16時 場所：東京都中小企業会館 中央区銀座2-10-18 講師：一般財団法人 地域社会ライフプラン 協会所属講師	受講当日 2,000円 (1名)	協会会員事業所に 勤務する40歳代の 被保険者およびその 配偶者 会員事業所限定セミナー のため、非会員事業所の 皆様は応募できません。	退職後の人生をよりよく するため、今後の給与、 年金等の収入や資産の 見通し、老後の生活設計 等について、早い時期 から生活計画を理解し、 心がけるためのセミナー	10時30分～12時 竹内 敦 先生(ファイナンシャルプランナー) ●開講式 ●ライフプランの必要性と生きがい 13時～16時 田代 洋介 先生(ファイナンシャルプランナー) ●年金受給額と生命保険とのバランス について ●家庭経済・ライフプラン計画表

応募方法

受講希望の方は、郵送 または メール の2通りの方法でお申し込みいただけます。

① 郵送による申し込み

下の40歳代からの年金ライフプランセミナー参加申込書を印刷して、必要事項を記入し、会員事業所の方は会員番号を記入または平成26年度協会費払込受領証のコピーを貼付して、宛先を明記した返信用封筒に82円分の切手を貼り、同封のうえ、応募締切日までに申し込み・お問い合わせ先までお送りください。応募結果などについて、1月初旬にお知らせします。



返信用封筒をお忘れなく。

2名以上の場合は、それぞれお申し込みください。

募集人数 100名

*応募者多数の場合は抽選とします。

応募締切日 12月5日(金) 必着

② メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力し、応募締切日までにお申し込みください。応募結果は、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに、1月初旬に返信します。

メール申し込みURL <https://fofa.jp/tosyaky/a.p/168/>

申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9
一般財団法人 東京社会保険協会 講習会「ライフプラン」係
TEL 03-5292-3596

40歳代からの年金ライフプランセミナー参加申込書

(ふりがな)		年 齢	性 別	協会費払込受領証 貼付欄
お 名 前		歳代	男 ・ 女	
事 業 所 名				左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成26年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。
会 員 番 号		※平成26年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。		
所 在 地	〒			
連 絡 先 電 話 番 号		(事業所・個人)		
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	全国健康保険協会(協会けんぽ) ・ 健康保険組合 ・ その他			

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

※返信用封筒が同封されていないなど、お申し込みの不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。

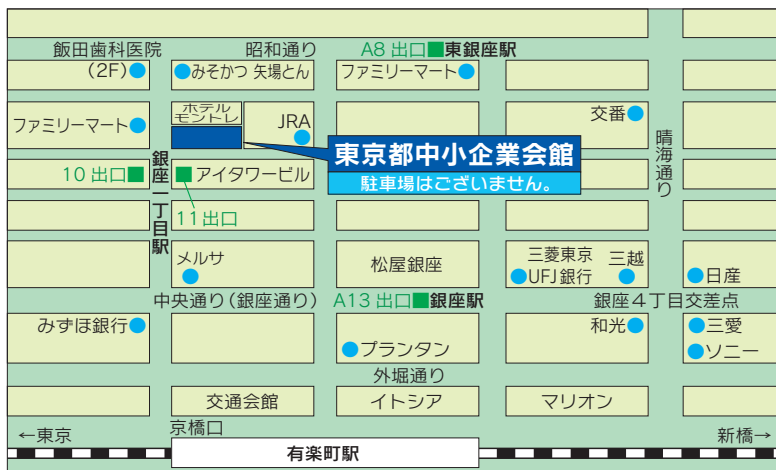
セミナー会場および地図 については、9ページをご覧ください。

セミナー会場および地図

東京都中小企業会館

中央区銀座2-10-18

- 東京メトロ有楽町線 銀座一丁目駅10・11出口より徒歩3分
- 東京メトロ丸ノ内線・銀座線・日比谷線 銀座駅A13出口より徒歩7分
- JR 有楽町駅京橋口より徒歩10分
- 都営浅草線 東銀座駅A8出口より徒歩5分



総理交代

編集委員 関野 豊



総理交代といっても、安倍首相のことではありません。我が家のことです。縁あって家内と結婚し、新たな家庭を築きました。社内結婚であり、また転勤族であったため、結婚と同時に家内は寿退社

し、私の収入に依存する家庭経済となりました。

家庭とはいえ、すべてが平等ではなく各々が主導権を握る部分がありますが、私は大黒柱であることから、役職にたとえれば最終決定権をもつ総理大臣、また働いていることから労働大臣、お金を握っていることから大蔵大臣であり、家内は家庭内の健康に気を配る厚生大臣でした。当時、財務省は大蔵省の名称でしたし、厚生省と労働省は統合前でした。子どもができると、家内は教育を司る文部大臣の兼任になりました。

昭和50年代後半、会社での給与支払い方法が、それまでの現金支給から銀行振り込みに変わりました。後で振り返ると実は大変な変化なのですが、その時点ではそんなに認識がないことがあるものです。給与の支払い変更もその類ではないかと思えます。従来は、現金で給与を受け取り家内に手交していたのが、口座振り込みに変更後は、銀行口座から引き出して同じく現金で手交することになったからです。

ところが、子どもの習い事が始まり、やれプールのピアノだのとお金がかかるようになり、月例の現金

給付では間に合わないことが多くなって、家内からのSOSで、そのたびごとにいちいちお昼休みに銀行に向いてお金を引き出すことがあるようになりました。支払予定日に現金の引き出しを忘れていたりすることがたびたびあったことから、キャッシュカードを家内に渡しました。

これが私の結婚人生で最大の失敗です。今まで生活費を威厳をもって現金で渡していたのが、逆に小遣いをもらうという、従来とは180度違う形になったのです。家内はその時点で一挙に総理大臣兼大蔵大臣兼文部大臣兼厚生大臣となり、私はただ働くだけの労働大臣に格下げとなり、ここで総理交代となったわけです。併せて給与以外の、たとえば年末調整や加入していた団体定期保険の配当などの隠れた収入（これが結構な収入でした）も、一挙にその配分権が私から家内に移ったのです。

最近のある保険会社が行っているサラリーマン川柳で、「仕分け人 妻に比べりゃ まだ甘い」の句がありました。まったく同感です。さらに父親が母親から小遣いをもらう姿を見て、子どもはどちらに家庭の主導権があると考えてでしょうか？

後で同僚から、キャッシュカードは2枚作成することができるし、また給与口座は2つに分けることができるとのアドバイスがあり、早速変更したのですが、もう後の祭りです。いったん傾いた流れは取り戻すことができませんでした。よく組織では人事権とお金を握っている部署が力をもっていますが、家庭も同じく一つの組織ですね。金を握るものが最後は笑うのです。